

久喜市立幼稚園預かり保育に関する規則の一部を改正する規則

久喜市立幼稚園預かり保育に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条中「午後4時30分」を「午後5時30分」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則による改正後の久喜市立幼稚園預かり保育に関する規則第5条に規定する預かり保育の実施時間を適用した第6条に規定する預かり保育の手続きについては、この規則の施行の日前においても行うことができる。